

健生食輸発 0828 第3号
令和8年8月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

特定の製造者が製造する中国産食品の取扱いについて

今般、輸入者による自主検査の結果、中国産茶の代用品からサイクラミン酸が検出され、食品衛生法違反として取り扱われた事例があったことから、下記製造者が製造する食品（未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを含む。）については、本日以降、製品毎の初回輸入時において輸入者に対しサイクラミン酸に係る自主検査を指導するようお願いします。

記

FUYANG HIGHKEY IMPORT & EXPORT CO., LTD.
(旧名称：ANHUI HIGHKEY IMPORT & EXPORT CO., LTD.)